

ユニット型指定介護老人福祉施設特別養護老人ホームハピネスやくら運営規程

（趣旨）

第1条 社会福祉法人ファミリーが開設するユニット型指定介護老人福祉施設（以下『介護老人福祉施設』という）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態にある者（以下『入居者』という）に対し、適正なユニット型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条

- （1）入居者一人一人の意思及び人権を尊重し、施設サービス計画に基づき、居宅に於ける生活への復帰を念頭に置いて、入居前の生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットに於いて入居者が相互に社会関係を築き、自立的な日常生活を営むように支援する。
- （2）地域や家族との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業所、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス、又は福祉サービスを提供するものと連携に努める。

（名称及び所在地）

第4条 施設の名称及び所在地は次の通りとする。

- （1）名 称 特別養護老人ホームハピネスやくら
- （2）所在地 青森県八戸市大字八幡字下樋田 1 番 1

（従業者の職種、員数及び職務の内容）

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次の通りとする。

- （1）管理者 1 人（常勤）
管理者は、施設の従業者及び業務の管理を一元的に行う。

（2）従業者

職 種	員 数	業 務 内 容
管 理 者	1 名	従事者及び業務の管理
医 師	1 名以上	医療に関する業務
生 活 相 談 員	1 名以上	日常生活の相談・指導業務
介 護 職 員	16 名以上 (入居者 3:職員 1 以上)	生活全般に関する介護・相談及び援助
看 護 職 員	2 名以上	医療・保健衛生に関する業務
管 理 栄 養 士	1 名以上	献立・栄養指導に関する業務
機 能 訓 練 指 導 員	1 名以上	機能訓練に関する業務
介 護 支 援 専 門 員	1 名以上	介護計画の作成・管理
事 務 員	1 名以上	事務処理全般

※ 1 厨房業務については外部業者へ委託する

※ 2 職員は（介護予防）短期入所生活介護と兼務する

(介護老人福祉施設の利用定員、入居基準)

第6条 介護老人福祉施設の入居定員は、入居基準は次の通りとする。

(1) 入居定員 50人 (1ユニット10人×5ユニット)

(2) 入居基準

- ① 新規入居者は原則要介護3以上とする。
- ② 新規入居後に要介護1・2に状態が改善した場合についてはやむを得ない事情により特養以外での生活が著しく困難であると認められる場合には、引き続き継続入居を認める。

(介護老人福祉施設サービスの内容)

第7条 介護老人福祉施設のサービスは、次の通りとする。

(1) 施設サービス計画の作成

- ① 介護支援専門員が施設サービス計画の作成に関する業務を担当する。
- ② 施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入居者の有する能力、置かれている環境等の評価を通じて抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題の把握に努める。
- ③ 介護支援専門員は、サービス担当者会議の開催、担当者に対する照会等により、施設サービス計画の原案について専門的見地から意見を求める。
- ④ 施設サービス計画の内容について、入居者又は家族に説明し同意を得、交付する。
- ⑤ 施設サービス計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更を行うものとする。

(2) 介護

- ① 1週間に2回以上、入浴又は清しきする。
- ② 適切な方法により、排せつについて必要な援助を行う。
- ③ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行うとともに、発生を防止するための体制を整備する。

(3) 食事

- ① 栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を、適切な時間に提供する。

(4) 相談及び援助

- ① 入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助をおこなう。

(5) 社会生活上の便宜の提供等

- ① 日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、同意を得て、代わって行う。

(6) 機能訓練

- ① 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するため訓練を行う。

(7) 健康管理

- ① 看護職員は、入居者の健康の状況に注意し、必要に応じて健康保持のために適切な処置をとる。

(8) その他

- ① 外出・外泊支援、行事、レクリエーション、クラブ活動等、入居者の必要に応じ提供する。

(入院期間中の取扱い)

第8条

- (1) 病院又は診療所に入院する必要が生じた場合であって、おおむね3ヶ月以内に退院することが見込まれるときは、入居者及び家族の希望等勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与する。

- (2) やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び円滑に入所することができるようにする。
- (3) 入院した場合、入居者及び家族の同意を得、空床利用型の短期入所生活介護の利用者が利用できるようにする。同意を得られない場合、施設サービス基準額と居住費基準額の支払いを受ける。

(利用料その他の費用の額)

第9条

- (1) 介護老人福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、介護老人福祉施設が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証に応じた額とする。
- (2) その他、日常生活に関わる費用の徴収が必要となった場合は、事前に文書により、入居者・ご家族に説明し支払いに同意する旨の文書に記名押印を受ける。同意を得たものに限り実費に準じた額を徴収する。

① 居住費・食費

利用者負担段階	利用者負担額（1日あたり）		
	居 住 費		食 費
第4段階（負担限度なし）	ユニット型個室	2,310円	1,660円
第3段階②		1,470円	1,420円
第3段階①		1,370円	680円
第2段階		880円	390円
第1段階		880円	300円

② その他

	料 金	備 考
※1 嗜好等に関わる交通費	実 費	公共交通機関を利用の場合
※2 嗜好等に関わる諸経費	実 費	入場料等
		電化製品を持ち込んだ場合
理美容	実 費	
クラブ費	実 費	個人保管の作品材料費
電気代	20円 / 日	電化製品1台持ち込みにつき1日20円

※1 嗜好等に関わる交通費の例

- ・個人の趣味、希望等での外出（映画・旅行等）の場合

※2 嗜好等に関わる諸経費

- ・個人の趣味等での外出（映画・入場料等）の場合
- ・電化製品（TV、冷蔵庫、電気毛布、加湿器等）1個につき1日あたり20円

（入居者側がサービスの提供を受ける際に留意すべき事項）

第 10 条

- （１）居室や設備、器具は本来の用法にしたがって利用する。
- （２）施設内及び敷地内は禁煙とする。
- （３）飲酒常識の範囲内で行う。
- （４）対人、対物に危害を加たり、迷惑な騒音を発せられる場合は契約解除になる場合がある。
- （５）事業所内での他の入居者等に対する宗教活動及び政治活動は行わない。

（衛生管理等）

第 11 条 施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じる。

- （１）感染症又は食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- （２）定期的に検討委員会を開催し、その結果を従業者に周知の徹底を図る。
- （３）感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修を行う。
- （４）厚生労働大臣が定める感染症又は食中毒が疑われる際の対処等に関する手順に沿った対応を行う。

（協力病院等）

第 12 条 入院治療を必要とする入居者のために、あらかじめ、協力病院及び協力歯科医療機関を定める。

（秘密保持等）

第 13 条

- （１）従業者は正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさない。
- （２）従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。
- （３）利用者及び家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得る。

（苦情に対する対応）

第 14 条

- （１）サービス提供に関して発生した苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情受付担当者置く。
- （２）苦情を受け付けた場合、改善策を検討するとともに、その内容等を記録する。
- （３）場合により、関係機関等に報告する。

（事故発生時の対応方法）

第 15 条 事故の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じる。

- （１）事故発生防止のための指針を整備する。
- （２）事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合、その事実が報告され、その分析を通じた改善策について、周知徹底を図る。
- （３）事故防止のための委員会及び研修を定期的に行う。
- （４）事故が発生した場合、速やかに市町村、入居者の家族等に連絡するとともに、受診等必要な措置を講じる。
- （５）入居者に対して賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行う。

（身体拘束に対する対応）

第 16 条 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

（１）やむを得ず身体拘束等を行う場合、関係者等によって協議し、その入居者の心身の状況、並びに緊急やむを得ない理由と経過を記録する。

（２）身体的拘束の適正化のため以下の措置を講じる。

① 指針の整備

② ３ヶ月に１回以上の委員会の開催

③ 職員に対し年２回以上の研修を行う。

（虐待防止に対する対応）

第 17 条 虐待の発生又は、再発を防止するための措置を講じる。

（１）虐待防止のため委員会を定期的開催するとともに、その結果について周知徹底を図る。

（２）虐待防止のための指針を整備する。

（３）職員に対し年２回以上の研修を行う。

（４）適切に実施するため担当者を設置する。

（５）虐待の早期発見に努めると共に、虐待を受けたと思われる入居者を発見した場合は、速やかに市町村、入居者の家族へ報告する。

（緊急時における対応方法）

第 18 条 サービス提供中に利用者に急変等が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治医・救急隊・ご家族・関係機関等への連絡を行う等、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告する。

（記録の整備）

第 19 条 入居者に対するサービスの提供に関する記録を整備し、その完結の日から５年間保存する。

（非常災害対策）

第 20 条 消防法施行規則第３条に規定する消防計画及び風水害、地震等の災害に対処する計画に基づき、また消防法８条に規定する防火管理者を設置して非常災害対策を行う。

（１）始業時・終業時には、火災危険防止のため、自主的に点検を行う。

（２）非常災害用の設備点検は契約保守業者に依頼する。点検の際は防火管理者が立ち会う。

（３）非常災害設備には常に有効に保持するよう努める。

（４）火災の発生や地震等の災害が発生した場合は、被害を最小限にとどめるため、災害協力隊を編成し任務の遂行に当たる。

（５）防火管理者は、従業者に対して防火教育、消防訓練を実施する。

① 防火教育及び基本訓練（消火・通報・避難）・・・・・・・・・・年２回以上

② 利用者を含めた総合訓練・・・・・・・・・・年２回以上

③ 非常災害用設備の使用方法的徹底・・・・・・・・・・随時

（６）その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとる。

（業務継続計画に関する事項）

第 21 条 感染症や非常災害の発生時において、業務継続計画（ＢＣＰ）を策定し定期的に研修及び訓練（シミュレーション）を行い、見直しを図る。また、計画内容については職員へ周知徹底する。

(ハラスメントの禁止)

第22条

- (1) 職場等において「ハラスメント禁止規定」を遵守し、ほかの職員を業務遂行上の対等なパートナーとして認め、職場における健全な秩序ならびに協力関係を保持する義務を負うとともに、職場内においてハラスメント行為（セクシャルハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティ・ハラスメント等）を行わない。
- (2) 入居者または入居者のご家族による職員へのハラスメント（精神的暴力・身体的暴力・セクシャルハラスメント等）また、過度な要望など著しい迷惑行為を行わない。
- (3) ハラスメント対策のための研修を行う。
- (4) その他、ハラスメントとして該当すると認めた行為

※介護現場におけるハラスメントの定義

1) 身体的暴力

身体的な力を使って危害を及ぼす行為（職員が回避し危害を免れたケースを含む）

例)		
○物を投げつける	○たたかれる	○くびをしめる
○蹴られる	○手をひっかく	○杖などを振り回す
○手を払いのけられる	○つねる	○唾を吐く
○服を引きちぎられる	○水等をかける	等

2) 精神的暴力

個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為

例)	
○大声を発する	○特定の職員に対し嫌がらせをする。
○サービスの状況をのぞき見する	○家族が利用者の発言をうのみにし理不尽な要求をする。
○怒鳴る	○通常のサービス以外の要求をする。
○脅す（言葉・凶器等）	等
○威圧的な態度で文句を言い続ける	

3) セクシャルハラスメント

意に添わない性的誘いかけ、好意的態度の欲求等、性的嫌がらせ行為

例)		
○必要もなく手や腕をさわる	○抱きしめる	○卑猥な言動を繰り返す
		等

(その他運営に関する留意事項)

第23条 従業員の資質向上を図るため研修の機会を設け、業務体制を整備する。

- (1) 介護に直接関わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有さない者について、認知症基礎研修を受講させるための措置を講じる。
- (2) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (3) 継続研修 年2回以上

(附則) この規程は、令和8年8月1日より施行する。